

「改正・男女雇用機会均等法」



改正男女雇用機会均等法が、平成19年4月に施行され1年経過しました。

間接差別の禁止、差別禁止の範囲拡大など大幅に変更されましたので、主な改正内容について解説します。

1. 性別による差別禁止の範囲拡大

(1) 男性に対する差別も禁止

女性に対する差別の禁止が、男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も法の直接の保護対象となりました。

男性保育士は認めないなど男性であるために不採用になるなどは、禁止になりました。

(2) 禁止される差別の追加

今まで、差別の対象は、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇でした。

今回の改正で、「降格、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨、雇い止めも性別差別の対象として追加される」ことになりました。

配置については、同じ役職や部門への配置であっても「男女で権限や業務配分に差をつける」ことは禁止になりました。

<差別とみなされるケース>

- ・採用面接で女性に対してのみ、結婚の予定や子どもが生まれた場合の継続勤務の希望等を質問する。
- ・自己の責任で買い付けできる金額の上限について、男女で差を設ける。
- ・時間外労働や深夜業の多い職種への配置に当たって、その対象を男性のみにする。
- ・営業部門において、男性には外勤をさせるが、女性には内勤のみとする。
- ・男性には新規の顧客開拓や商品提案をさせるが、女性には既存顧客に対する商品を販売する権限しか与えない。
- ・接客訓練を行うに当たって、その対象を女性のみとする。

(3) 間接差別の禁止

実質的に、性別を理由とする差別につながるおそれがあるとして、厚生労働省令で定める以下の要件について、合理的理由がない限り間接差別として禁止されます。

①募集・採用における身長・体重・体力要件

警備員の募集において、受付、出入者チェックのみを行い、防犯を本来の目的にしていなのに、身長、体重の要件をつけるなど。

②コース別雇用管理における総合職の募集・採用において、全国転勤を要件とする
全国転勤を要件とすること自体が、家事、育児の関係で女性に不利となる。

③昇進における転勤経験要件

転勤経験が、特に必要と認められないのに、転勤経験を要件とする。

2. 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

これまで、妊娠、出産、産休を理由とする解雇の禁止が規定されていましたが、今回の改正で妊娠、出産、産休を理由とする解雇に加え、解雇以外の不利益取扱いも禁止されます。

また、妊娠中や産後1年以内の解雇は、「妊娠、出産等を理由とする解雇でない」ことを証明しない限り無効となります。

<不利益取扱いとみなされるケース>

- ・有期契約の労働者に対して、契約の更新をしない。
- ・パートへの切替を強要する。
- ・労務の提供がされているにもかかわらず、給与、賞与、退職金を減額する。
- ・妊娠した派遣労働者が働けるにもかかわらず、派遣元に派遣労働者の交替を求める。

3. セクシャル・ハラスメント（以下セクハラ）対策

これまで、セクハラにより女性労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されたりすることがないように、必要な配慮をしなければならない義務（配慮義務）が事業主に課されていました。

改正により、体制整備など具体的な措置を講じなければならないとする「措置義務」に引き上げられました。

是正指導に応じない場合は、企業名公表の対象になります。また、調停に付すことも事後措置の一つとして定められました。

近年では、男性に対するセクハラ案件が少なくないため、男性に対するセクハラ対策も対象として盛り込まれています。

4. ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取組む事業主が、実施状況を公開するに当たり、国の支援を受けることができるようになりました。

5. 母性健康管理措置

事業主は、妊娠中および出産後の健康管理に関する措置（時差出勤、勤務時間の短縮等）を講ずることが義務付けられました。

こうした措置が講じられず、是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となると共に、紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申し出を行うことができます。

6. 男女雇用機会均等の実効性の確保のための法整備

- ・セクハラや母性健康管理措置については、今回の改正で調停の対象になります。
- ・事業主が虚偽の報告をした場合など、20万円以下の過料が創設されました。
- ・是正指導に応じない場合、企業名公表制度の対象になります。

以上

<著者プロフィール>

加藤 泰正 氏

加藤 FP オフィス代表

CFP 1級 FP 技能士 1級 DC プランナー

商工会議所登録講師 (株)早稲田セミナー レッスン・アドバイザー

シニア大楽講師

他 講演、執筆、相談業務などで活躍中。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

◇メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488